

岩手県告示第161号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに河川法施行令（昭和40年政令第14号）第10条の2第2号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を定めた。

なお、洪水浸水想定区域等を示す図面は、岩手県県土整備部河川課、盛岡広域振興局土木部、県南広域振興局土木部、県南広域振興局土木部遠野土木センター、県南広域振興局土木部千厩土木センター及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センターに備えておいて縦覧に供する。

令和4年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 水系名 北上川
- （2） 河川名 人首川
- 2（1） 水系名 大川
- （2） 河川名 大川
- 3（1） 水系名 北上川
- （2） 河川名 千厩川
- 4（1） 水系名 北上川
- （2） 河川名 小鳥瀬川
- 5（1） 水系名 閉伊川
- （2） 河川名 刈屋川
- 6（1） 水系名 閉伊川
- （2） 河川名 長沢川
- 7（1） 水系名 北上川
- （2） 河川名 岩崎川
- 8（1） 水系名 北上川
- （2） 河川名 諸葛川